



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*59 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課)..... 1

○ 告示

- 1091 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 4
- 1092 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")..... 4
- 1093 " (")..... 5
- 1094 " (")..... 5
- 1095 " (")..... 5
- 1096 " (")..... 6
- 1097 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)..... 6
- 1098 昭和23年和歌山県告示第202号(毒物劇物取扱者試験受験規程)の廃止 (薬務課)..... 7
- 1099 平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課)..... 7
- 1100 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 8
- 1101 交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 9

○ 訓令

26 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課)..... 12

○ 公告

入札公告 (警察本部)..... 12

規 則

和歌山県規則第59号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年和歌山県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「出願」を「申込」に、「縦6センチメートル横4.5センチメートル、正面上半身脱帽で」を「無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その」に、「記載」を「記入」に改め、同条第2項中「試験の」を「毒物劇物取扱者試験の」に改め、「試験について」を削る。

第8条を次のように改める。

(提出する書類の経由等)

第8条 法、施行令及びこの規則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類(毒物劇物取扱者試験に係るものを除く。)は、申請又は届出に係る製造所、営業所、研究所若しくは倉庫の所在地又は森林若しくは農地の区域のうち主たる区域を管轄する県立保健所長(支所長を含む。)を経由して提出しなければならない。ただし、和歌山市に当該所在地又は区域があるときは、直接知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する厚生労働大臣に提出する書類は、正副各1通を提出しなければならない。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

県証紙貼付

毒物劇物取扱者試験受験申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

試験種別(※)				受験番号(※)					フリガナ																																				
1	2	3	4	5	6	7	8	9																																					
0 8									氏名		印																																		
生年月日 (外国籍者の場合は、西暦を記載すること。)										性別		試験区分					住所地の郵便番号																												
年号		年		月		日																																							
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66																													
2..大正		3..昭和						1...男		01...一般																																			
4..平成								2...女		02...農業用品目																																			
西暦										03...特定品目																																			
住所				72 161																																									
受験地				試験年月(※)				電話番号										受付機関(※)		報告区分(※)																									
				年号		年		月		「-」付きで記入すること。桁数が不足する場合に限り、「-」なしで記入すること。																																			
163				164		165		166		167		168		169		170		171		172		173		174		175		176		177		178		179		180		181		182		183		200	
01...和歌山会場																																													
02...田辺会場																																													

身体に障害のある方の配慮申出事項	1 車椅子で座れる机の提供
	2 拡大鏡等の持参使用
	3 補聴器の使用
	4 その他()

受付欄(業務課)	受付欄(保健所)

写真貼付 (縦4.5cm×横3.5cm)
申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの 写真の裏面に、氏名及び生年月日を記入すること。

備考

- (※)印の欄は、記入しないこと。
- 生年月日の年号、性別、試験区分、受験地及び身体に障害のある方の配慮申出事項の欄は、該当する番号に○印を付けること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「B5」を「A列4番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1091号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月24日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月22日

2 名称

特定非営利活動法人古民家Rプロジェクト

3 代表者の氏名

東中英人

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市名手市場1363番地

5 定款に記載された目的

社会的な事情によって人口減少や核家族などが影響し、全国でも空き家が増えている。

適切な手入れをしなければ、周辺に与える影響は大きく「景観の悪化」「防災や防犯機能の低下」「ゴミの不法投棄」等が危惧される。

そこでこの法人は、所有者に代わり、維持、管理の事業を行う事で社会の環境保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1092号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月12日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月12日

2 名称

特定非営利活動法人ヒューネット新宮

3 代表者の氏名

藪根直次

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市新宮4497番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、人権、福祉、子育て、環境保護を基調に、住民の自己実現と地域福祉の確立に向け、地

域住民に対しまちづくり運動を推進していくことを目的とする。

和歌山県告示第1093号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月26日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会

3 代表者の氏名

市原正登

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市舟津町三丁目32番地の3 パレ・ロワイヤル舟津1階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域利用者に対して、住み慣れた社会において安定かつ充実した日常生活が継続できるよう、専門職と地域ボランティアによる総合的なネットワーク作りと、質の高い福祉サービスの提供に関する事業を行い、自立共生社会の構築と地域福祉の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1094号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月7日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年8月7日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山地域医療情報ネットワーク協議会

3 代表者の氏名

入江真行

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁21番地

5 定款に記載された目的

この法人は保健・医療・福祉関係者と患者や一般市民に対して、情報通信技術の活用等により地域の保健・医療・福祉の連携を推進することにより、安全かつ有効な保健・医療・福祉サービスの実用化及び保健・医療・福祉の質の向上と公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1095号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月7日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年8月7日

2 名称

特定非営利活動法人かたつむりの会

3 代表者の氏名

河原美和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市上屋敷一丁目1番32号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者やひきこもりの人など、支援を必要とする人に対して、就労・生活・発達支援に関する事業を行い、あわせて「街づくり」や「環境保護」の活動を行うことにより、すべての人が安全でゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1096号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月7日まで縦覧に供する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年8月7日

2 名称

特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺

3 代表者の氏名

多田祐之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号（田辺市民総合センター2階）

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で活躍する市民活動団体及びボランティアの活動拠点確立と、より充実した公共、公益サービスを提供するための環境づくりを支援し、多様化した市民ニーズに対処するとともに、相互にネットワークを構築し、交流、協働を促しつつ活動の輪をひろげ、市民参加の気運を醸成するための市民活動を総合的に支援し、より活発な市民活動団体、より心豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年8月27日

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
海南医療センター	海南市日方1522-1	医療機関の名称	海南市民病院	海南医療センター	平成25.3.1
		医療機関の所在地	海南市日方1272-3	海南市日方1522-1	

和歌山県告示第1098号

昭和23年和歌山県告示第202号（毒物劇物取扱者試験受験規程）は、平成25年8月27日限り廃止する。
平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1099号

平成25年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時 平成25年11月8日（金）午前10時

2 試験実施場所 和歌山市茶屋ノ丁2-1

和歌山県自治会館 3階 304会議室

3 試験科目 筆記試験

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 受験願書等の提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課（県庁南別館8階）

(2) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

エ 受験票送付用の送付先住所を記載した封筒

(3) 受験願書等の提出期間

平成25年10月1日（火）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成25年10月18日付け消印があるものまで受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成25年11月21日（木）

(2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とし、開示の時間は開示期間中、午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分までとする。

7 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、平成25年8月27日（火）から同年10月18日（金）まで交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）。

また、河川課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>）からもダウンロード可能とする。

(2) 受験者は、試験開始10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。

(3) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

和歌山県告示第1100号

平成25年度和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

3 落札者を決定した日

平成25年6月25日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション/NECコンソーシアム

（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区芝五丁目29番11号

（構成員）日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

91,420,560円（うち消費税及び地方消費税の額4,353,360円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成25年5月10日

和歌山県告示第1101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

交番・駐在所ネットワークシステム構築等仕様書及び交番・駐在所ネットワークシステム機器等仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年8月27日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）ネットワーク機器及び冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）されたサーバからなるシステムを構築した実績を有すること。

（イ）50拠点以上から接続するシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）ネットワーク機器及びサーバについて、現地保守（修理）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

（イ）ネットワーク機器等について、現地保守（修理）に対応した50拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年8月27日(火)から同年9月10日(火)までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年9月11日(水)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部 1階会議室7

(2) 日時

平成25年9月6日（金）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成25年8月27日（火）から同年9月18日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年9月27日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成25年10月3日（木）午後4時までに書面により求めることができる。

（3）（2）の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明に対する回答は、平成25年10月9日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

訓 令

和歌山県訓令第26号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第1号の表配備体制2号の項地震・津波の欄①中「津波警報（津波）」を「津波警報」に改め、同項風水害等の欄中②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。

附 則

この訓令は、平成25年8月30日から施行する。

公 告

入札公告

交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年8月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成25年度
 - (2) 調達役務の名称及び数量
交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
ア 交番・駐在所ネットワークシステム構築
契約日から平成26年3月31日までの間
イ 交番・駐在所ネットワークシステム賃貸借業務
平成26年3月1日から平成31年2月28日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等
交番・駐在所ネットワークシステム構築等仕様書及び交番・駐在所ネットワークシステム機器等仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成25年和歌山県告示第1101号に規定する交番・駐在所ネットワークシステム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市西46番地の1
和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110
 - (2) 期間
平成25年8月27日（火）から同年9月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
ア 場所
3の（1）に同じ。
イ 期間
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、情報管理課に対して平成25年9月11日（水）午後4時までに書面により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部 1階会議室7
 - (2) 日時
平成25年9月6日（金）午前10時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 1階会議室8

イ 入札日時

平成25年10月10日（木）午前10時

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Construction and Rental of Police Station・Police Substaion Network System Article
Management System

(2) Time limit for tender :

By hand : 10:00 a.m. Thursday 10 October 2013

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110